

府大教ニュース

- ・学校教育法改正に反対する
緊急アピール署名について

2014. 5. 21

発 行

No. 722

府大教情宣部発行

堺市中区学園町1-1

大阪府立大学内

TEL/FAX 072(257)8992(直通)

072(252)1161(内線2751)

e-mail: fudaikyoku@leto.eonet.ne.jp

http:// www.eonet.ne.jp/~fudaikyoku /

「大学の自治を否定する学校教育法改正に反対する 緊急アピール・賛同署名」にご協力ください！

中央教育審議会大学分科会による『大学のガバナンス改革の推進について』（2014年2月12日付）は、学長の権限を強化し、「教授会の審議事項の明確化」という名目で教授会の形骸化を図るなど、大学の自治、学問の自由にかかわる多くの問題をかかえています。

政府、文部科学省はこの『大学のガバナンス改革の推進について』に沿って4月25日に「学校教育法と国立大学法人法の一部を改正する法律案」を閣議決定しました。今後、国会の衆参委員会で審議され、2015年4月の施行を目指すとされています。

学校教育法改正の最大のねらいは、教授会での審議事項を、①学位授与、②学生の身分に関する審査、③教育課程の編成、④教員の教育研究業績等の審査などに限定し、法律で制限するとともに教員人事や予算編成、組織改編などを審議事項から除外し、大学自治の根幹である教授会を形骸化させることにあります。また、『大学のガバナンス改革の推進について』では、学部長の選考についても教授会の審議事項から除外し、理事会や学長任命にすることが必要とされています。

このような動きを阻止すべく、大学関係者11名が呼びかけ人となり、「大学の自治を否定する学校教育法改正に反対する緊急アピール」が発表され、全国の国公私立大学関係者による賛同署名の取り組みが進められています。

大阪府大学教職員組合は、この緊急アピールに賛同するとともに署名活動に取り組みます。

緊急アピールに賛同し取り組みにご協力いただける方は、添付の署名用紙にご記入の上、組合事務所まで返信して下さい。また、下記URLでも署名を行うことができますのでよろしくお願ひします。

【ネット署名 <https://business.form-mailer.jp/fms/dc0ablea31301>】

署名集約締切日 5月30日（金）

【提出先】 組合事務所までお願いします

【対 象】 賛同できる方ならどなたでも署名できます

ネット署名された方は、紙での署名は返信不要です

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案について（概要）

趣 旨

大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずる。

概 要

1. 学校教育法の改正

＜副学長の職務について＞第 92 条第 4 項関係

- ・副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする

＜教授会の役割について＞第 93 条関係

- ・教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べることとする
- ・教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べるができることとする

2. 国立大学法人法の改正

(省 略)

現行 学校教育法	改 正 案
<p>第九十二条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。</p> <p>②大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>③学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。</p> <p>④副学長は、<u>学長の職務を助ける。</u></p> <p>⑤～⑩略</p> <p>第九十三条 大学には、<u>重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。</u></p> <p>②教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<p>第九十二条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。</p> <p>②大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>③学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。</p> <p>④副学長は、<u>学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</u></p> <p>⑤～⑩略</p> <p>第九十三条 <u>大学に、教授会を置く。</u></p> <p>②教授会は、<u>学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</u></p> <p>一 <u>学生の入学、卒業及び課程の修了</u></p> <p>二 <u>学位の授与</u></p> <p>三 <u>前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの</u></p> <p>③ <u>教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</u></p> <p>④教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>